

安全運転管理者等に関する届出方法

安全運転管理者・副安全運転管理者の交代や、管理台数の増減による管理者の新規選任又は解任、事業所の閉鎖等がある場合、交代等の日から15日以内に管轄警察署に届出が必要です。

届出の際は、資格要件等の確認のため、下記の書類をご準備ください。

【罰則】届出しなかった場合 5万円以下の罰金（法人等両罰）



届出に必要な書類

○ 管理者の新規選任・交代の場合（選任）

- ① 安全運転管理者等に関する届出書
- ② 安全運転管理実務経歴証明書（資格要件のうち、「運転管理の実務経験」を証明）
※ 副安全運転管理者の届出で、資格要件が「3年以上の運転経験」の場合は不要
- ③ 運転免許証（表裏）のコピー又はマイナ免許証の免許情報印刷物（免許がない場合：発行1か月以内の住民票の写し）
- ④ 運転記録証明書（有料、自動車安全運転センター発行1か月以内のもの、3年間又は5年間のもの）

○ 管理者の解任・事業所の閉鎖等の場合（解任）

- ① 安全運転管理者等に関する届出書
- ② 解任する理由となった事実を証明する書類の写し
※ 廃車や事業所閉鎖等を証明する書類、譲渡証明書等を添付してください。
添付書類が不明な場合、届出先警察署交通課にご相談ください。

○ 事業所の名称・住所等変更の場合（届出事項変更）

- ① 安全運転管理者等に関する届出書
- ② 管理者等の改姓の場合は、運転免許証（表裏）のコピー等氏名変更がわかるもの

② 書類の様式等の入手方法

- ・ 安全運転管理者等に関する届出書、安全運転管理実務経歴証明書
警察署交通課で用紙を交付しています。また、京都府警察ウェブサイト内「安全運転管理者制度について」のページに様式と記載例を掲載していますので、ダウンロードして使用してください。
- ・ 運転記録証明書（有料、自動車安全運転センター発行）
申請用紙を、警察署や交番等に備え付けています。申請用紙に必要事項を記入後、ゆうちょ銀行又は郵便局で手数料を添えて手続をしてください（証明書郵送まで約10日）。
※ 自動車安全運転センター事務所窓口への直接申込み（即時交付はありません）や、専用アプリによる申請も可能です。詳しくは自動車安全運転センターへお問い合わせください。

京都府警察ウェブサイト
「安全運転管理者制度」



届出先：受付時間

- ・ 事業所の所在地（自動車の使用の本拠）を管轄する警察署交通課
：月曜日～金曜日 午前9時から午後4時 ※ 休日及び年末年始を除く
※ 届出者・管理者本人以外の来署も可。ただし、記載事項について質問する場合があります。
- ・ 警察行政手続サイトからの電子申請：終日送信可 ※ ただし、受理は翌開庁日
※ 京都府警察ウェブサイト内「安全運転管理者制度について」に専用サイトへのリンクがあります。